

デジ教研議論

R114

ネットからダウンロードした動画
は授業で使えるか？

デジーです。よろしくね！



(c)hayashi emiko

みんなのデジタル教科書教育研究会
Facebookグループ

ネットからダウンロードした動画は授業で使えるか？

★投稿（投稿者=A）

記事では著作権についての言及はありませんが、先生方からのこういう要望が多いです。（編集者注：「「違法アップロードコンテンツを授業に利用したいとの相談」で困っています」）

参考記事

YouTubeやDailymotionの動画を手軽にダウンロードできるツール（ITPro）

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/column/14/538255/080600004/>

※編集者注：なお上記の記事は「YouTubeの利用規約に違反するツールの利用を前提としている部分があることが分かりました」との理由で公開が中止されています。

また、本書はデジ教研Wikiの「[反応が多かったウォール一覧](#)」のR114をアーカイブ化しているものですが、上記記事タイトルをそのまま利用していることからパブーにおいては改題しています

。

<http://musication.net/eTextBookWiki/index.php>

投稿日時：2014年8月21日 7:03

<https://www.facebook.com/groups/dkyof/permalink/774526425922926/>

★サマリー編集：池田順一、JunkoAzuma

★議論

B はじめて書き込みさせていただきます、失礼します。

私も佐賀県の高校の先生方からこの手の問い合わせを受けます。

されたいことは分かるのですが、一方で先生方に著作権に関するアンテナが低いということも懸念点ですね。

「授業の一環だから」とはいえ、していいこととよくないことがあるのですが…。

いいね！ ・ 6

C Bさん、これは著作権的にダメなことが多いと思われそうですよね。

筆者はその観点が無い様で、、、

http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/download_qa/index.html

いいね！ ・ 2

D ちなみに、こういうのがあります。

●その「引用」は許されるのか？講義やウェブでの資料配布は？

http://japan.cnet.com/sp/copyright_study/35050674/

教育現場での「引用」は活発。しかし著作権法上、許容される範囲かどうかの線引きに意識的な人は意外と少ない。（2013年4月以降に公表される学位論文はネット公開が義務付けられている：<http://bit.ly/U637Ya>）

●個人で楽しむためのダビング・ダウンロードはどこまでOKか

http://japan.cnet.com/sp/copyright_study/35050330/

弁護士による、実践的な解説。著作権法には「制限規定」が準備されている。「制限」という文字面に反し、内容は個人にポジティブなもので、「特に許可なく著作物を利用して良い例外」という意味。個人的な楽しみのための録音や録画はその典型で、「私的使用のための複製」（私的複製）と呼ばれ、無許可で出来る。

A こういうのもあります ^o^

「学校における教育活動と著作権」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

いいね！ ・ 2

E 授業で使う目的ならば、特例措置に該当するでしょう。

いいね！ ・ 2

E 文化庁からの資料を見ると、支援員の方が使うって言うのはアウトなんだろうね。

いいね！ ・ 1

B > Cさん

先生方には、youtubeなどの動画サイト自体にアップされているコンテンツそのものに問題はないか、についても言及させていただいています。

> Aさん

先ほどご教示いただいたリンク先の資料は、実はすでに佐賀の高校の先生方と共有しています。ありがとうございます。

「引用」については、主と従の関係が保てていけばいいのですが。。

現行の著作権法では、1人1台環境におけるコンテンツの2次利用としての定義があいまいなので、よいとも悪いとも断言しにくいのですが、学校の使用方法に誤りがあると取り返しがつかないリスクをふまえて助言させていただいております。

いいね！ ・ 4

A > Eさん

支援員が複製した著作物であっても授業を行う主体は教員ですので、著作権法35条の適用範囲だと思いますが、いかがでしょうか。

いいね！ ・ 1

※編集者注：[著作権法35条](#)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html>

A また、私に限っていえば、自治体より「情報教育特別非常勤講師」の辞令をうけておりますので授業を行う際には「みなし教員」みたいな身分になるかと思えます。

いいね！ ・ 2

E 教員 だったらOKでしょうね。

いいね！ ・ 1

A > Eさま

私はたまたま中学・高校の教員免許は持っていますが、もし持っていなくても教育委員会からの「辞令」が法的根拠になるのかなと思えます。

(追記)

「教育職員免許法」(第三条の二 免許状を要しない非常勤の講師)にその規定があります。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO147.html>

「特別非常勤講師」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/katsuyou/main16_a2.htm

ご参考に。

いいね！ ・ 2

E 「お墨付き」があれば、なおさらでしょうね。

いいね！ ・ 1

F 皮肉なことに、「違法」アップロードされたとおぼしき、Youtubeコンテンツの中には、授業で利用したい「良質」なものが散見されることです。ただし、過去のコンテンツをきちんと「著作権処理」しようとする、著作権使用料はともかくも、膨大な「手続き」コストがかかるようですね。特にテレビで放映されたものなどは、権利関係が複雑すぎたり、そもそも誰が権利者かすら不明になっている。日本が本当の意味で「クールジャパン」を目指すなら、真剣に「フェアユース」規定を取り入れる覚悟を決めないと、手遅れになるでしょう。

いいね！ ・ 3

※編集者注：フェアユースとは

「以下の要素を考慮し、著作者の許諾を必要としない法理

- ・ 使用の目的と性格（非営利目的かどうか）
- ・ 著作物の性質
- ・ 使用の量と実質性
- ・ 使用による著作物市場への影響」

出典 『著作権ビジネス構造分析』

土井宏文著 コンテンツ・シティ出版

なお、フェアユースになるか否かは個々のケースについて裁判所が判断する。

参考 Wikipedia フェアユース

<http://ja.wikipedia.org/wiki/フェアユース>

A > Fさん

まさに、そのこと、つまり「違法アップロードコンテンツを授業に利用したいとの相談」で困っています。

著作物の授業活用は35条に法的根拠があり合法ですが、だからといって「違法にコピーされた著作物」を授業に利用して良いはずはありません。

そのことをやんわりとお伝えする、というのがなかなか難しくて...

この長いお話しの途中で、先生の注意がそれていくようすが表情でよくわかります。(^^)

もう「授業でつかうものは全部OK」ということにしていただければ、心痛むこともすくなくなるのですが。

いいね！ ・ 1

F > A様 Youtubeへの「違法」アップロードコンテンツでも、ダウンロードではなく、閲覧だけ

であればぎりぎりセーフでしょう。ただし、授業中に閲覧させるとすると、別の問題が生ずるでしょう。

いいね！ ・ 1

A 私はもともと法学部出身なので、息をするようにごく普通のこととして法的根拠について考えます。

例えば、

著作権法（著作物を授業で扱うことに関する法的根拠）にしる、

教育職員免許法（特別非常勤講師の法的根拠）にしる、

法的根拠があったうえで、それを満たした学校教育が行われているということ。

しかし、

それを実感しなくてもやっていけるくらいにおおらかな方が、いい教育ができるような気がするのです。

E 論点がずれて行っているようなので、これ以上のコメントはやめます。

いいね！ ・ 3

F > **A**様 皮肉なことですが、「違法ダウンロード刑事罰化」の実施以降、どれほどの実効性があったか、疑問視する意見があります。もっともこんな事は、実施以前から言われていたことです。私は別に違法行為を推奨する気持ちはありませんが、こと文化・教育・福祉などの施策では、厳罰化ではなくて、有効活用化の方向に行くべきだと、以前より主張してきました。国の審議会でも意見開陳いたしました。現状の個別限定列挙で、個別の権利制限規定でやり繰りして行くには、現状のコンテンツ流通や権利関係が複雑すぎて、押さえきれません。せっかくのデジタルネットワーク技術も、生かされません。今後は、「規制」ではなくて、「利活用」を主眼にした考え方に転換していかないと、フリーライダーたちは栄えることはあっても、著作権法の本来の目的である「文化の発展」から見れば、逆効果でしょう。繰り返しになりますが、日本が真の意味で「クールジャパン」を目指すのなら、フェアユース規定をきちんと取り入れない限り、未来はないように思います。

いいね！ ・ 5

A > **F**さま

全面的に賛成です。

いいね！ ・ 1

A 文化庁のリーフレット「学校における教育活動と著作権」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

には「教員及び児童・生徒が」と書いていますが実際はこうです。

＞第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

この条文でいう

「教育を担当する者」とは、もちろん教員になります。

「その授業」を詳しく述べれば「当該教員の裁量のもとに行う授業」です。この【裁量が誰にあるか】が重要です。裁量は教員にあります。

裁量と責任は一体です。

ですから、

「教員の指示によってICT支援員が著作物を複製すること」は、教員が責任を負う行為ですので著作権法第35条の適用範囲であると考えます。

。。。が、どうなのでしょう？

F 「使用者の手足として、その支配下にある者に具体的複製行為を行わせることは許される」とする、言葉的にはよくないですが、いわゆる「手足論」から適用範囲内です。

いいね！ ・ 1

A >Fさま ありがとうございます。

<http://park2.wakwak.com/~willway-legal/kls-c.case.811.html>

ですね！ (^o^)

判例：手足理論

G 「公表された著作物を複製することができる」

複製については、そういうことでいいのだらうと思います。

話が戻ってしまいますが、問題になるのは「公表された著作物」の「公表」が違法になされている場合ですよね。

いいね！ ・ 1

G それから、これもいつもの話ですが、（複製した）データを共有フォルダー等に保存して再利

用できるようにしたくなる件…。

いいね！ ・ 1

A 要は教育環境が「学びやすく、教えやすい」環境になることが一番の優先事項なのではないか
と思います。

先生方が細かい規定に神経を使うよりも、子どもたちのほうにそのお力を注いであげてほしい
です。

ですから、Fさんの御主張にとっても共感します。

いいね！ ・ 2

2014年8月22日 0:44 終了

ネットからダウンロードした動画は授業で使えるか？

<http://p.booklog.jp/book/90890>

著者：digikyoken（「みんなのデジタル教科書教育研究会」facebookグループ）

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/digikyoken/profile>



クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 2.1 日本 ライセンスの下に提供されています。

<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.1/jp/>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/90890>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/90890>

電子書籍プラットフォーム：ブックログのパー（<http://p.booklog.jp/>）

運営会社：株式会社ブックログ